

計画主体名	福島県湯川村、会津坂下町		
計画期間	平成24～27年度	総事業費（交付金）	514,945千円（257,472千円）
実施期間	平成24～25年度		

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	交流人口の増加や地域産物の販売額の増加といった、定住及び地域間交流の促進に資する目標となっているため基本方針に合致している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	第四次湯川村振興計画、第五次会津坂下町振興計画、湯川村過疎地域自立促進計画等に位置づけられ、両町村の各種施策との連携、調和等が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	地区の説明会及び町村民向け広報等により随時情報提供しながら、合意形成を基礎に事業を進めている。
事業の推進体制は確立されているか	○	国、県等関係する機関により拠点整備検討委員会を組織し、事業を推進している。また、両町村の住民等を中心に、検討部会を組織し、事業推進を図っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	交流人口の増加や地域産物の販売額の増加といった、定住及び地域間交流の促進に資する目標となっているため、活性化計画目標と整合している。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間を平成24～27年度の4年間とし、実施期間は2年とする。事業は2ヶ年で事業完了する見込みであり、施設整備後の平成26～27年度については、目標達成への取組期間とする。 実施期間：平成24～25年度 計画期間：平成24～27年度
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付要望額514,945千円（257,472千円×1/2）としており、交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規事業であり、他の助成は受けていない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一により、木造の建物で店舗用のものは22年であるなど、要件を満たしている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領」に基づいて行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	当該事業の投資効率は2.46となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容、事業実施主体等実施要綱等に定める要件のとおりである。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	湯川村、会津坂下町が事業主体であり、本事業以外の目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	既存の地域の交流人口を基に、他の交流拠点施設との相乗効果を図りながら交流人口の増を見込んでいる。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	湯川村・会津坂下町地区内においては、JA主体の直売所が1ヶ所あるのみで、地区内農家が自由に販売できる施設がない。地区内に新たな加工施設・販売促進施設を整備することで、地域農産物のブランド化、農業の6次産業化を進め、品質と品揃えで既存の直売所との差別化を図る。また、既存の直売所と連携することで、相乗効果が生まれ、施設利用者も増加させること

			ができる。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	施設は一般に開放し、時期は通年利用とする。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	湯川村・会津坂下町地区の交通の要所に施設を整備し、会津盆地の真ん中に位置する立地条件を生かし、地域の経済規模拡大、地域活性化につなげる入り口として、近隣観光施設と連携・協力しながら、各種イベント等も有機的な連携のもと、事業を有効に実施する。
	施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	湯川村・会津坂下町地区の検討部会には、女性の積極的な参加があり、その結果を反映することで、女性に開かれた施設整備となる。 また、地区内には、農業や農作物の加工に取り組む女性が多くおり、そういった方々が、加工施設・販売促進施設を利用することで、女性参画が促進される。
	事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	○	県単価などにより算出しており、類似施設と比較しても過大な積算となっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	一部国所有の公園敷地を活用して、建設コストを削減することで、合意の上作業を進めている。 また、随時事業の進め方及びその進捗状況について打合せを行っている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	適正なもののみ計上している。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	適正なもののみ計上している。
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘察して適正か	○	整備予定地は、国道49号、主要地方道に面しており、近くには会津縦貫北道路のICが整備され、立地条件が良く、交通量も多く見込める。また、会津盆地の中心に位置しており、整備予定地は平地となるため、利用者や農業者にとっても利便性がよく、都市部と農村の交流促進にとっても利点を備えている。
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがいつているか	○	地元向けの説明会等を通じて、合意形成を図りながら進めている。現地測量、用地測量等については、地権者の了承を得て既に実施しており、事業着手までには、用地を確保できる。
	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定め	—	該当なし。

る基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか		
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	○	・地域連携販売力強化施設—延べ床面積㎡当たり289,630円、延べ床面積1,500㎡ ・都市農山漁村総合交流促進施設—延べ床面積㎡当たり261,364円、延べ床面積308㎡
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	施設整備に向け、湯川村、会津坂下町の両町村で連携して進めている。 両町村の施設での農産物販売や、インターネットを通じた農産物の販売の促進を検討している。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	湯川村・会津坂下町地区内においては、JA主体の直売所が1ヶ所あるのみで、両町村の農産物及び加工品を専門的に取り扱う拠点がなかった。農産物の加工施設・販売促進施設を整備することで、両町村の販売力をなお一層強化していく。 ブランド化に際しては、地域農産物の露出度を高めていくことが不可欠であることから、整備施設を通じて広く地域内外に発信していく。施設整備によって、生産者の意欲が高まることが見込まれ、必要な施設である。
1年を通して運営される施設であるか	○	年間を通して利用する。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○	施設整備に併せて、両町村では地域の加工グループの方などを対象に6次産業化に向けたセミナーを開催し、地域農業の6次産業化に向けた取組みを行っている。農産物の加工施設・販売促進施設を整備することで、地区内での加工・販売場所を確保し、地域農産物の販売促進を図り、農業の6次産業化を促進する。 湯川村・会津坂下町地区の検討部会では、女性の積極的な参加があり、その結果を反映することで、女性参画が促進された施設整備となる。

			また、地区内には、農業や農作物の加工に取り組む女性が多くおり、そういった方々が、加工施設・販売促進施設を利用することで、女性参画が促進される。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		両町村の財政当局と協議済みであり、適正な資金調達が実施される。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		設計はプロポーザルを実施して業者を選定する。建築は一般競争入札による。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		湯川村、会津坂下町において適正に管理する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		湯川村、会津坂下町両町村で収支計画を作成し、地元商工会を通じて経営について診断を受けており、適切に設定されている。開業前ではあるが、開業を見越した収支計画として診断されている。 今後、施設整備について設計していく中で、湯川村、会津坂下町両町村で客観性を保ちながら、随時、収支計画の精度を増していく。また、それにあわせて、適正に経営診断を受けていく。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—		該当なし。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	○		別途復興庁の復興交付金事業計画を提出しているが、今後段階に応じて当活性化計画と調整を図っていく（なお、復興交付金の採択の見込は極めて厳しいということも聞いている。）。

注) 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。